

中国・瀋陽市におけるランドスケープ遺産の 現状分析

鄧 舸*・服部 勉**・進士五十八**

(平成 21 年 2 月 27 日受付/平成 21 年 6 月 12 日受理)

要約：中国では、1980 年代急速な経済成長と都市開発に伴って景観破壊などの環境問題が深刻となってきた。歴史性の高い文物や自然保護区などの遺産に関する指定事業は 1950 年代から継続されてはいるが、ランドスケープ遺産の保全、地域らしさを守り育てる上でのトータルな視点が欠如していることが顕在化されてきた。そのため中国でのランドスケープ遺産の保全を進め、まちづくりや観光などを経済活動に活用することが今後重要であると考えられる。

そこで本研究では、研究を進めるに当たっての基本事項であるランドスケープ遺産の、①「定義」、「分類」について整理した上で、②中国におけるランドスケープ遺産の保全とその仕組みについて考察し、さらに③中日の施策にみるランドスケープ遺産の保全対象の対照とその類似性を明らかにした。以上の結果をもとに、歴史・文化・自然的なランドスケープ遺産を多く包含する中国・瀋陽市を対象地としてリストアップ化を行い、その分布、時代、保全の三つの側面から特徴を分析した。その結果、瀋陽市には 2008 年現在、146 件のランドスケープ遺産が確認され、その内訳は歴史系ランドスケープ遺産 87 件、文化複合系 53 件、自然系 6 件となった。瀋陽市の都市中心部は歴史系遺産と一部の文化複合系遺産が集中し、郊外には文化複合系、自然系が散在するという分布の特徴が見られた。また、全体の 9 割は中・近世から近代の遺産であり、全体の半数以上が国、省、市レベルで指定されていたこと、また指定の有無に関わらず保全状態は 6 割が中程度であり、高い保全状態のものも 3 割を占めていることが明らかとなった。

キーワード：ランドスケープ遺産、中国・瀋陽、歴史的建造物群、歴史的まちなみ、景勝地、自然環境

1. 緒 言

中国では、1980 年代の市場経済改革後、急速な経済成長と都市開発に伴って景観破壊などの環境問題が深刻になってきた。

その一方で歴史的価値の高い文物、自然性の高い保護地区の指定事業は継続されてはいるものの、持続的な価値を有するランドスケープ遺産の保全、地域らしさを守り育てる上でのトータルな視点が欠如していることが顕在化されてきた。

中国・国務院は「風景名勝区条例」(2006)、「歴史文化名城名鎮名村保護条例」(2008)を公布し、持続的価値のあるランドスケープ遺産の保全を重要課題として着目するようになってきた。

しかしながら、中国におけるランドスケープ遺産についての研究は未だ不十分であり、一般社会においてはその概念についても認知されていないのが現状である。

一方、1969 年に GDP 世界第 2 位となった日本においては、高度経済成長期の都市開発によって、一足早く景観問題に直面した。1989 年、日本造園学会はランドスケープ遺産保全委員会を設置し、国や地方自治体などにランドス

ケープ遺産の保全に対する要望書を提出してきた。1998 年には常置の研究委員会として「ランドスケープ遺産研究委員会」を設け、ランドスケープ遺産をテーマとした継続的な報告(1998~2000)を実施し、2001 年からは近代遺産に焦点をあてた分科会活動を行っている。

なお、ランドスケープ遺産の定義は「環境風景としてのランドスケープで未来に継承すべき歴史的価値を有するもの」とし、「自然、エコロジカルな環境から、文化や歴史などカルチュラルな景観、ヒストリカルな風景や風土」までを含み、「歴史系ランドスケープ遺産」、「文化複合系ランドスケープ遺産」、「自然系ランドスケープ遺産」の三つに分類できるとしている¹⁾。

その後日本では「景観法」(2004)、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」(2008)の成立など、ランドスケープ遺産をめぐる社会的認知も急激に進んできている。

以上のことから、中国におけるランドスケープ遺産の保全を促進し、更に市民が愛着を持てるまちづくりや観光などの経済活動に展開できるようにするための研究が今後重要であると考えられる。

本研究では、日本造園学会分科会の見解をトレースし、著者のひとり進士が発表してきたランドスケープ遺産の

* 東京農業大学大学院農学研究科造園学専攻

** 東京農業大学地域環境科学部造園科学科

「定義」、「分類」¹⁾という基本的な枠組みが中国において適用できるかを確認した。次に中日のランドスケープ遺産の保全施策と保全対象を比較し、その類似性を考察した。更に紀元前300年からの歴史を有し、ランドスケープ遺産を多く包含する中国・瀋陽市を調査対象地として2008年現在のランドスケープ遺産を「歴史系」「文化複合系」「自然系」の3分類に基づいてリストアップ化を行い、その分布、時代、保全の三つの側面から特徴を分析した。

2. 中国におけるランドスケープ遺産の保全制度の発展

中国ではランドスケープ遺産に対して、歴史、自然などの領域から保全施策が展開され、指定事業も続けられてきた。そこで、日本のランドスケープ遺産に関する研究、保全制度などを参照²⁾したうえで、中国におけるランドスケープ遺産に関わる制度を検討し、中華民国時代から現在に至る約100年間の保全の仕組みについて体系的な整理を試みた。

中国では、建国前の中華民国・国民政府によって「古物保存法」(1930)が制定、それに伴って歴史系ランドスケープ遺産の保存が開始された。

1949年の中華人民共和国建国直後、国務院は「古跡・貴重文物図書及び稀有生物の保護方法」(1950)を公布し、歴史的、科学的な価値のあるものの保存をはじめた。この時期には希少生物保護のために、「自然保護区指定制度」も発足し、国家自然保護区が中国全土で265地域も指定されている。

1950年代には農業生産を中心とした社会主義の建設が始まり、「古文物建築の保護に関する指示」(1950)が公布され、建築物のような歴史系ランドスケープ遺産の保存と共に、国民に革命教育を実施するため、近代的革命価値のある建造物、遺跡も保存するようになった。1961年、歴史、文化系ランドスケープ遺産のための保存制度、すなわち、古跡、歴史的建築物に関する法制度を「文物保護暫行条例」としてまとめた。

80年代初頭「文物保護暫行条例」に基づいて、明確な保存方針をもった「歴史文化名城」制度を加えた「中華人民共和国文物保護法」(1982)が制定された。これに基づいて、国、省、市の3つのレベルで文物保護単位³⁾指定を行い、国家重要文物保護単位である革命建造物・歴史建造物は1417件、革命遺跡、歴史遺跡は941件が指定された。同時に、「歴史文化名城の強化に関する通達」(1982)によって、「歴史文化名城」の指定制度(指定24件)が発足した。また、都市開発によって歴史的建造物やまちなみなどの破壊が深刻さを増し、「建設中文物古跡及び風景名勝の保護に関する通達」(1983)が公布され、歴史的建造物、遺跡や風景名勝地が保存されるようになった。

また、「中華人民共和国森林法」(1984)、「中華人民共和国草原法」(1985)、「中華人民共和国環境保護法」(1989)、「自然保護区条例」(1994)が制定され、森林、草原のような個別の対象から地区、環境といった広範囲での自然系ランドスケープ遺産を一気に保全するに至っている。

1984年、河北省人民代表大會常務委員会は「河北省文物保護管理条例」が公布され、地方レベルでも歴史系ランド

スケープ遺産の保全が始まった。

「中華人民共和国都市計画法」(1989)、「都市景観及び環境衛生管理条例」(1992)、「都市緑化条例」(1992)が公布されるなど1980年代後半から、都市景観、環境の保全も推進された。

21世紀に入り、中国におけるランドスケープ遺産の保全は国際条約、憲章などの影響を受けながら、新たな文化的遺産を保全するようになった。1964年の「ヴェニス憲章」、「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約」(1972)を参照して、「文化遺産保護の強化に関する通知」(2005)、「世界文化遺産保護の管理方法」(2006)などが公布された。

また、「風景名勝区条例」(2006)の制定によって、国、省の2つのレベルで風景名勝区の指定制度が展開し、国家重点風景名勝区は187件指定され、「歴史文化名城名鎮名村保護条例」(2008)によって、267件が歴史文化的名城・名鎮・名村に指定されるなどの拡大がはかられ、地方レベルでのランドスケープ遺産の本格的な保全も開始された。

3. ランドスケープ遺産の内容及び分類

中日のランドスケープ遺産に関する施策及び保全対象を人為性(artificial)と自然性(natural)を両極に置いて系統的に整理・分析を試みた(図1)。

その結果、中国におけるランドスケープ遺産の保全については、10の保全施策によって26の保全対象が明確に規定され、一方、日本においては、12の保全施策によって21の保全対象を規定していることがわかった。

中日においては共通する保全対象も多く見られ、歴史的保全対象では、中国の工業遺産、歴史建造物地区、歴史文化都市、街区が日本では近代化遺産、伝統的建造物群、歴史的風土保全地域というように対応が見られた。

自然的な保全対象としては、中国の名勝古跡樹林と日本の天然記念物、中国の自然生態系統区域、特殊な保護自然地域と日本の原生自然環境保全地域、自然環境保全地域とが対応している。

また歴史、自然的要素の双方を含んだ保全対象では、中国の歴史的宗教空間、遺跡、墓地に対し、日本の史跡、中国の生産緑地、公共緑地に対して、日本の生産緑地地区と緑地保全地域、中国の環境優美郷鎮、風景名勝区域に対して、日本の文化的景観、名勝、自然公園、など概念的に共通する保全対象が多くみられた。

一方、中国の革命的遺産、革命的建造物地区、革命的遺跡、革命的記念樹林、少数民族村鎮、民族街区に該当するのは日本では見られない。これは中国における革命のプロパガンダ、愛国教育推進、あるいは多民族国家としての民族保護などの観点から遺産の保全がなされていることによる。

反対に、文化複合系ランドスケープ遺産として位置づけられる運河景観、都市公園、風致地区、河川保全区域については、中国側では現段階においては、保全対象には到ってはいない。

日本は河川景観など、多様なランドスケープ遺産をトータルな視点から保全する体勢を整え、さらに地方自治体、

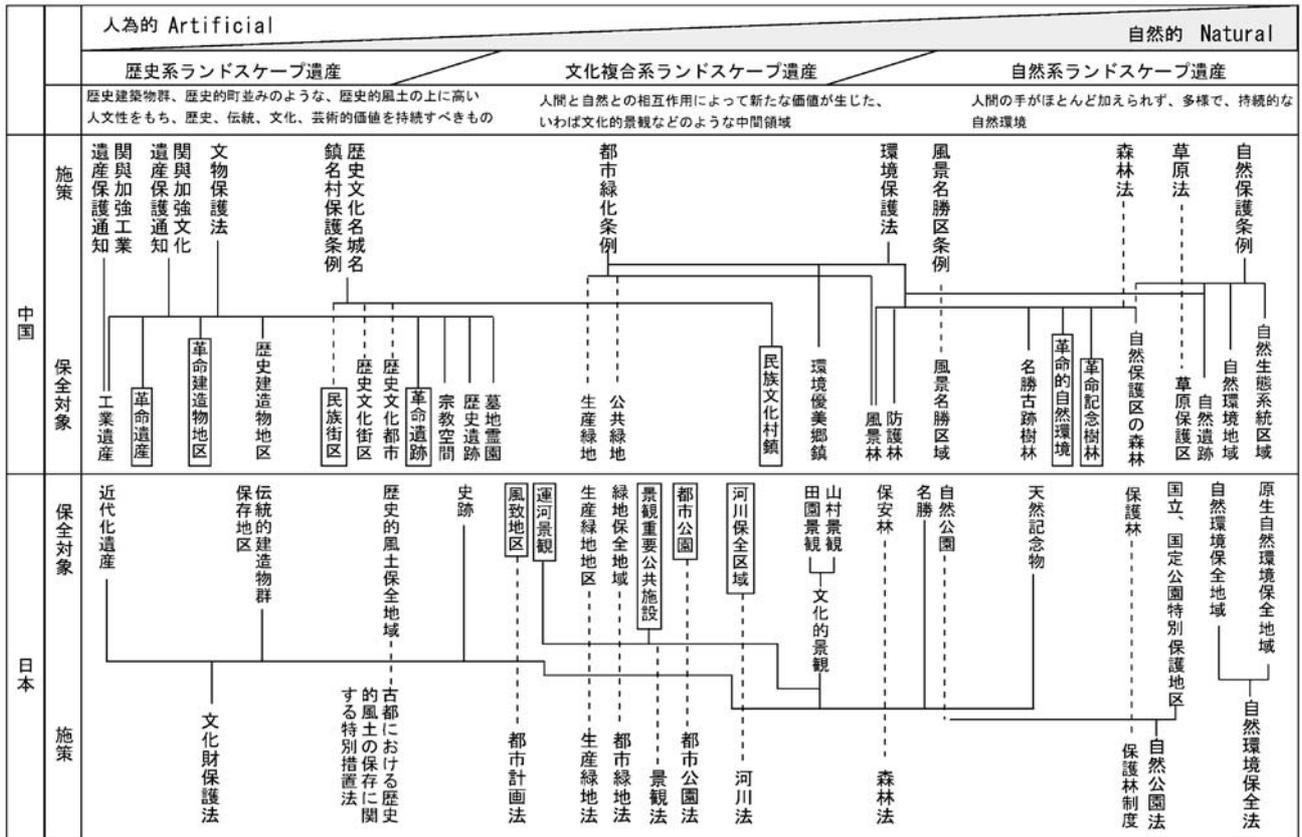


図 1 中日の施策にみるランドスケープ遺産の保全対象（枠付き文字はその国のみの保全対象，2008年現在，鄧舸，服部，進士作成）

市民活動が活発化により、日常的なものも保全するようになってきている。

以上の考察を踏まえて、本研究では中日ランドスケープ遺産の基本的な枠組みの類似性を考察した上、次のように整理した。

①ランドスケープ遺産とは、現存している（復元に真実性があるものを含む）、また事物単体ではなく、空間的広がりのあるもので全体として歴史的、文化的、風土的、自然的価値があり、未来に継承すべきランドスケープ。

さらに、②ランドスケープ遺産を人為性と自然性との割合によって分類すると、次の3分類となる。a：自然性に注目した「自然系ランドスケープ遺産」、b：歴史性に比重をおいた「歴史系ランドスケープ遺産」、c：歴史的風土の上に高い人文性、あるいは人為性が加わった、いわば文化的景観などの中間領域の「文化複合系ランドスケープ遺産」の3つ。

4. 中国・瀋陽市におけるランドスケープ遺産の現状分析

(1) 瀋陽市選定の理由と調査分析の方法

中国におけるランドスケープ遺産の現状を把握するひとつのステップとして、典型的なランドスケープ遺産を持つ都市として瀋陽市を取り上げた。そしてランドスケープ遺産をリストアップし、遺産の類型、保全対象の類型、形成年代、場所、総面積、建造物面積、指定のレベル、保全状

態、保全の根拠となる法律の9項目によって、その現状を把握した。

瀋陽市を選定した理由としては、「歴史文化名城」(1986)、「国家森林都市」(2005)、「国家環境保護模範都市」(2005)、「国家園林都市」(2007)の指定がなされているように、歴史、文化、自然系のランドスケープ遺産を多く包含し、紀元前からの各時代、また満州族、漢民族など多民族統治の痕跡が随所に多く残されている点があげられる。

尚、瀋陽市を対象地としたランドスケープ遺産の内容と分類に合わせて、瀋陽市の現地調査を行い、瀋陽市におけるランドスケープ遺産の範囲を以下のように定めた。

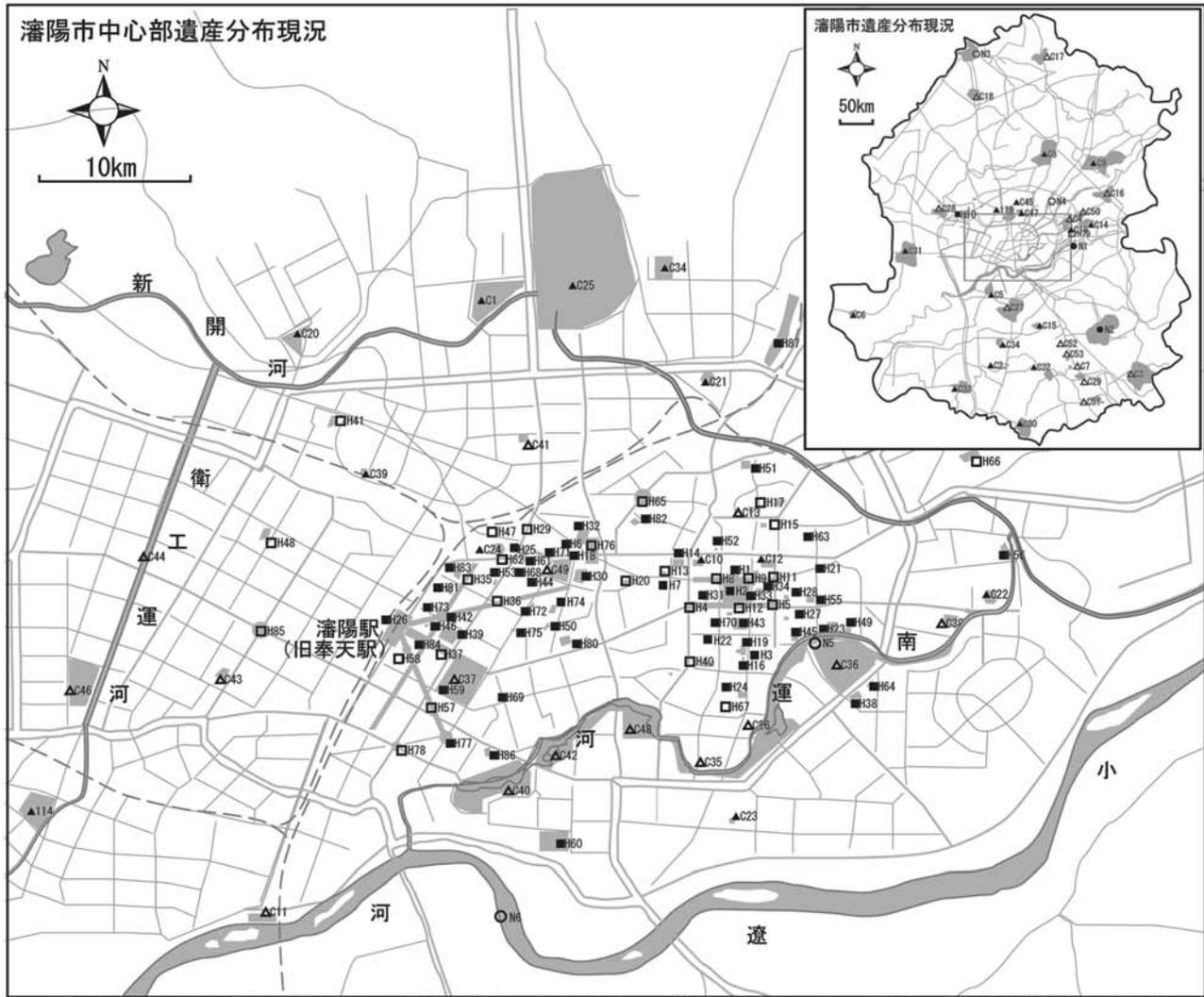
「歴史系」は、文物保護法に指定された文物保護単位、歴史性を有する街区、広場、都市近代化に関わった人工的な商工業遺産及び中国建国に関わった革命遺産等とした。

「文化複合系」は少数民族文化に係る寺院、廟などの宗教空間、都市緑地、都市公園、運河景観、郊外に位置した墓地、陵墓、河川景観、山村集落、少数民族集落等とした。

「自然系」は環境保護法に指定されたエコロジカルな自然保護区、中国の風景、風土に培われた歴史的な自然環境と自然景観を主とした名勝地とした。

また、瀋陽市のランドスケープ遺産の抽出については、『奉天通志』⁴⁾、『東北名勝古跡軌聞』⁵⁾、特に『瀋陽市志』⁶⁾(全17巻)の総合巻(瀋陽市史)、第三巻(都市計画、建築)、第四巻(園林緑化、風景名勝区)の内容を参考にした。

現況分析については、まず瀋陽市のランドスケープ遺産



注：■ 歴史系ランドスケープ遺産 ▲ 複合系ランドスケープ遺産 ● 自然系ランドスケープ遺産 — 道路 - - - 鉄道 川 遺産 ■▲●は指定保全有り □△○は無指定
以下の瀋陽市におけるランドスケープ遺産リストは歴史、複合、自然3類型に分け、歴史系と複合系とは年代順に整理している。

	H2瀋陽故宮建築物群 (1625)	H12瀋陽路街並み (清初)	H7清真南寺 (1636)	H22南関天主教会 (1898)	H28周恩来少年記念館 (1905)	H37千代田通 (清末)	H42中興大広場 (1913)	H43張作霖府建築物群 (1914)	H54奉天紡紗工 (1921)	H73大和ホテル (1929)
歴史系H	1300~1800年 H1中心廟 H2瀋陽故宮建築群 H3慈恩寺 H4西門地区 H5撫近門地区 H6蓮花浄土実勝寺 H7清真南寺 H8鐘樓地区 H9鼓樓地区 H10永安橋地域 H11四平街 H12瀋陽路 H13清真北寺 H14太清宮 H15天後宮 H16般若寺 H17奉天火神廟 H18太平寺 H19大佛寺 1800~1900年 H20清真東寺 H21関東基督教堂 H22南関天主教会 H23盛京施病院 H24王鐵襄官邸 H25俄国東正教堂 1900~1910年 H26奉天駅 H27東三省官銀号 H28周恩来少年記念館 H29盛京時報社 H30瀋陽迎賓館 H31奉天省咨議局 H32奉天市政公署 H33東三省総督府 H34南滿鉄道奉天公所 1910~1920年 H35太原街 H36浪速通 H37千代田通り H38趙尔巽私邸 H39東南満医学堂 H40天主教修女院 H41皇姑屯機務地区 H42中興大広場 H43張作霖府建築物群 H44万福麟公館 H45呉俊升会館 H46奉天郵便局 H47朝鮮族基督教堂 H48南滿織機株式会社 H49楊宇霖会館 H50張作相公館 H51孫烈臣官邸 H52常陸槐公館 H53陳雲旧居 1920~1930年 H54奉天紡紗工 H55大亨鉄工場 H56奉天兵工場 H57平安通 H58民主広場 H59千代田給水塔 H60東北大学 H61法国匯理銀行 H62大観茶園 H63基督教青年会 H64同澤中学 H65惠工広場 H66奉天東駅 H67遼寧教会主教府 H68奉天省郵政総局 H69千代田小学 H70同澤女子中学 H71満洲省委史跡 H72干済川公館 H73大和ホテル H74同澤クラブ H75宋任窮旧居 1930~1940年 H76市府広場 H77和平広場 H78新華広場 H79東陵駅 H80湯玉麟会館 H81南滿鉄路総局 H82肇新黨業会社 H83満洲憲兵司令部 H84志誠銀行 H85鉄西広場 H86金昌鎮寓所 H87九・一八記念館									
	複合系C	C1新楽遺跡 (BC 5200) C9灰山風景名勝区 (明初) C20無垢浄光舍利塔 (1641) C25昭陵 (1629) C35南運河景観 (1906) C36万泉公園 (1918) C47抗美援朝烈士墓園 (1951) C50瀋陽森林公園 (1960)								
900以前 C1新楽遺跡 C2魏家楼子漢墓群 C3康寧堂石板群墓C4東陵渾河地域 C5鄭家溝子墓藏 900~1840年 C6高花城址 C7奉集城址 C8虎石台鎮 C9灰山風景名勝区 C10明清古城遺址 C11渾河渡口 C12長安寺 C13大法寺 C14東陵街鎮 C15白塔堡鎮 C16滿堂滿族郷 C17黄家錫伯族郷 C18興隆台錫伯族鎮 C19福陵 C20无垢浄光舍利塔 C21法輪寺(北塔) C22永光寺(東塔) C23広慈寺(南塔) C24延壽寺(西塔) C25昭陵 1840~1950年 C26万柳塘公園 C27渾河台朝鮮族村 C28大興朝鮮族郷 C29馬耳山 C30蘇家屯区大溝郷 C31干洪区沙嶺鎮 C32蘇家屯区陳相鎮 C33蘇家屯区紅菱鎮 C34日俄奉天会戦記念碑 C35南運河景観 C36万泉公園 C37千代田公園 C38大東公園 C39皇姑屯事件発生地 C40長沼湖公園 C41奉天靈廟 C42鏡江公園 C43南嘉応公園 C44衛工河带状公園 C45ソビエト烈士陵園 C46労働公園 1950以後 C47抗美援朝烈士陵園 C48青年公園 C49八一公園 C50瀋陽森林公園 C51桜桃谷農業莊園 C52比華利現代農園 C53葡萄酒種植園										
自然系N	N1滑石台地質保護区 N2白清寨自然保護区 N3七星山風景区									
	N4東牟山歴史環境地域 N5万泉河歴史環境地域 N6小遼河歴史環境地域									

図 2 瀋陽市におけるランドスケープ遺産分布現況図 (2008年現在, 鄧舩, 服部, 進士作成)

表 1 瀋陽市におけるランドスケープ遺産（歴史系、文化複合系、自然系）の種類別件数と面積

	歴史系	文化複合系	自然系	総数
面積 (ha)	787	83,000	17,000	100,787
件数	87	53	6	146

の数量、面積、および分布を整理し、さらに瀋陽市の歴史によって、古代、中・近世、近代、現代 4 つの時代から時代的特徴を分析した上で、ランドスケープ遺産の保全状況及び状態の総合的な把握を実施した。

(2) 種類別件数、面積および分布の特徴

遼寧省の省都である瀋陽市の人口は約 720 万人、面積は 129 万 ha で、そのうち市区人口は 588 万人、市区面積は 35 万 ha である（2004 年現在）。

尚、調査対象とした瀋陽市とは 1954 年に遼寧省の省都となった地域であり、現在の瀋陽市の行政 9 区⁷⁾となっている地域である。

瀋陽市には、146 件のランドスケープ遺産があり、その面積は約 10 万 ha で瀋陽市面積の 29% を占めている（表 1）。

その内訳は歴史系 87 件（787 ha）、文化複合系 53 件（83,000 ha）、自然系は 6 件（17,000 ha）。数量的には歴史系の件数が全遺産数の 60% を占めて、面積比では 0.8% にあたる。自然系の件数は 4% ではあるが、面積比では 17.2% となり、瀋陽市の 5.0% にもなっている。文化複合系の件数は 36.6% だが、面積で 80% と各遺産の特徴が見られた。

地理環境としては、瀋陽市は中国・東北地方の南部に位置し、主な地域は平原であり、東南部だけに山地が集中している。次にランドスケープ遺産の分布状況を図 2 に整理した。

図 2 の通り、瀋陽市の歴史系ランドスケープ遺産は都心部に集中し、それは更に大きく二つの区域に区分されていた。

一つは瀋陽故宮建築群（図 2 中の H2）を中心とした区域で、主に明、清時代に形成された伝統的建築物群、歴史的まちなみ、宗教空間などが分布している区域。もう一つは旧奉天駅（現在の瀋陽駅、図 2 中の H26）を中心とした主に満洲国時代の南満州鉄道（満鉄）付属地として形成された区域である。

文化複合系ランドスケープ遺産は、都市南部にある南運河（図 2 中の C35）に集中し、主に近代の都市公園として整備され、また都市郊外に分布する遺産は北、東にある清時代に営造された大規模な陵墓、霊園、南部郊外に位置するブドウ園、桜や桃の畑などの田園風景遺産、各地にある古代遺跡、伝統的山村景観、河川景観などである。

自然系ランドスケープ遺産は都心部の南部の河川地域、都市中心部から離れた山間部に分布している。

このように分布形態の全体的特徴をみると、瀋陽市都心部は歴史系遺産と一部の文化複合系遺産が集中し、郊外には文化複合系、自然系が散在する傾向がみられる。

表 2 瀋陽市の時代別に見る歴史系及び文化複合系ランドスケープ遺産の件数

	古代	中・近世	近代	現代
歴史系	0	20	67	0
文化複合系	7	18	24	4
総数	7	38	91	4

(3) 時代的特徴

瀋陽市の歴史を大きく次の 4 つの時代に区分する。

① 古代：7200 年前には新樂文明と呼ばれ原始的集落が形成された。その後、春秋戦国時代（B.C. 300）に「候城」（古代軍事拠点）として瀋陽が歴史に登場した。② 中・近世時代：漢民族と東北に住む少数民族との戦争により、瀋陽市は軍事拠点から軍事重鎮になり、更に 1625 年清王朝の太祖ヌルハチの遷都によって、清の首都、陪都になった。③ 近代：中国の東北地方に満洲国（1932）が成立し、当時満洲国最大の都市であった奉天（現在の瀋陽）は、工、商業中心都市として位置づけられた。④ 現代：1949 年の中国建国後も、中国の工業を支える都市となる。

以上の 4 つの時代別にみる「歴史系」「文化複合系」ランドスケープ遺産の現状を整理すると表 2 となる。

分析の結果、以下の特徴が見られた。古代に形成された 7 件はすべて文化複合系の古代遺跡であった。これは古代から中世までモンゴル族、古代朝鮮族の統治により、遊牧族とした生活風習の影響を受けて、原始的森林は平原地帯に変わり、歴史的建造物の数量も僅である。

中・近世に形成された 38 件のうち、歴史系の 20 件は瀋陽故宮を中心とした建築物群及び宗教空間であった。また清王朝の建築物群が残されてはいるが、清以前の建造物群はほとんど残されておらず、寺院などの宗教空間も大規模なものしか残されていなかった。文化複合系の 18 件は清代の陵墓、宗教的空間、民族的集落で、清朝初期の盛京城外側の都市計画の痕跡は僅にみられた。これは、近世における漢民族と少数民族とが戦争を行い、大規模な軍事拠点が必要となり、さらに軍事的に優れた位置にある瀋陽市は清王朝の発祥地となり、初代の首都となり都市開発が行なわれ、古都として歴代皇帝に重視された。その後、日露戦争、日中戦争によって多くの遺産が破壊され、そのために中・近世の遺産は近代より少ない。

近代のランドスケープ遺産は 91 件と全体の半分以上を占めた。そのうち 7 割は歴史系ランドスケープ遺産であり、主に満鉄付属地の近代建築物群、近代化工商業遺産、革命遺産である。理由としては満洲国時代に都市計画が推進され、多くの歴史系遺産が形成され、中華人民共和国建国後も多くは公共施設として転用され、一部は革命教育に利用された。

現代の 4 件は建国後に整備された霊園及び農園景観である。その理由は日中戦争、内戦による戦没者の埋葬地として霊園の必要性、市民生活を安定・向上するための農園整備事業が重視されるようになったと考えられる。

以上、瀋陽市で全般的に多かったのは近代の歴史系遺産 67 件、次は近代の文化複合系 24 件、中・近世の歴史系遺

産 20 件, 中・近世の複合系遺産 18 件, 少なかったのは古代の文化複合系遺産, 中・近世までの歴史系遺産は見当たらなかった。

(4) 指定保全の有無

1986 年, 瀋陽市は「歴史文化名城」に指定され, 都市全体が歴史文化的遺産として国レベルで評価された。近年も都市緑化, 環境保護に重点を置いて, 都市づくりが進んでいる。

更に, 2004 年「遼寧省風景名勝保護管理暫定条例」, 2005 年「瀋陽市地上移動禁止文物と地下文物保護条例」が公布され, 自然景観資源, 人文景観資源, 歴史的文化的資産については地域性に合わせて, 国, 省, 市の各レベルでの指定保全事業を展開している。

歴史系ランドスケープ遺産に対して, 「文物保護法」の内容に準じて, 「瀋陽市地上移動禁止文物と地下文物保護条例」(2005) では文物保護単位の標識, 文物, 施設を損害, 移動する行為, 爆竹など火事になりやすい行為が禁止されている。また, 一つの文物保護単位には建設制御地帯, 保護範囲を設定し, 建設制御地帯に属する建造物の意匠, 高さ, 色彩が制限され, 保護範囲には重要建造物の全体的配置, 建築物の構造, 特色的な内部装飾の改造も禁止されている。

複合系に対しては, 「遼寧省風景名勝保護管理暫定条例」(2004) によって景観の特色, 生態環境を保護するため, 風景名勝区の周辺には保護地帯を設置し, 区域内の研究, 観光などは許可の上, 指定範囲内で行うことができる。風景名勝区を構成した各要素に対して, 歴史遺跡, 文物古跡などの人文景観の保護が「文物保護法」に準じ, 地形, 山, 川, 生物, 土壌など, 自然景観資源の破壊行為は禁じられた。

自然系については, 「自然保護区条例」(1994) では, 自然保護区を核心区, 緩和区, 実験区に設定し, 希少生物が集中する核心区では一般の利用, 無許可の研究活動は禁じられ, 核心区の周辺である緩和区は学术研究のために設置された区画で, 一般利用は禁じられ, 緩和区の周辺である実験区は研究, 観光などの行為は許可され, 保護方針の異なる観光は禁じられた。また, 核心区, 緩和区の開発行為は禁止され, 自然保護区の全域内の放牧, 採石などは破壊

行為として禁止された。

各遺産の指定保全の有無とその状態を整理した(表 3)。無指定のランドスケープ遺産が 59 件あり, 全遺産の約 4 割に達する。歴史系は 27 件で, 多くは近代以降に形成されたまちなみ, 広場などであった。文化複合系の 28 件は民族的集落, 近代公園であり, 民族的集落は今後「歴史文化名城名鎮名村保護条例」により指定保全される可能性はあるが, 近代公園は地方政府によって管理され, 保全対象とはなっていない。自然系の 4 件は瀋陽市の「背山臨水」という風水思想に基づく立地を構成した山や川であり, かつては市民生活とも密接に関わっていたが, 現在は放置されており, 今後の開発が懸念されている。

指定保全されていた 87 件は, 国, 省, 市の三つのレベルに分かれ, 国の 9 件は歴史系である清王朝初期及び中華民国時代に形成された大規模な伝統的建築物群, 民族的宗教空間, 複合系では清時代の陵墓と新築遺跡, 自然系では地質遺跡として指定された自然保護区であった。

省の 21 件中, 歴史系の 13 件は中・近世の宗教空間, 近代の伝統的建築物群, 革命遺産であり, 文化複合系の 8 件は中・近世の寺院と近代霊園である。

市の 57 件の約 8 割は歴史系であり, 主には近代化遺産であり, 文化複合系は古代遺跡と中・近世の寺院であり, 自然系は瀋陽市南部に位置した地方級自然保護区である。

(5) 保存・保全状態の評価

次に保存や保全の状態については, 「高」: 構成要素の現存の状態が良好で, 歴史系では真実性, 自然系では生態系が高いレベルで維持されているもの。「低」: 遺産対象破壊の度合, 対象周辺の環境, 遺産の真実性, 完全性は比較的低いもの。「中」: 「高」と「低」の中間, の大きく三段階に分けて評価を試みた。

その結果, 「高」状態は 47 件あり, 全遺産の 3 割を占め, 歴史系 23 件と文化複合系 22 件となった。歴史系は伝統的建築物群, 都市広場であり, その半分は市レベルの指定保全がなされていた。複合系は陵墓, 霊園, 都市公園, 運河景観及び田園景観であり, その半分以上は指定保全がなされていない遺産である。これは土地の所有権はすべて国にあり, 保護範囲の設定, 建築制御地区における建築物に対

表 3 瀋陽市におけるランドスケープ遺産の指定ならびにその保存・保全状態

(単位: 件)

状態	国レベル			省レベル			市レベル			指定なし			総数		
	歴史	複合	自然	歴史	複合	自然									
高	3	3	0	5	3	0	11	3	0	4	13	2	23	22	2
	6			8			14			19			47		
中	1	1	1	7	5	0	27	10	1	15	14	2	50	30	4
	3			12			38			31			84		
低	0	0	0	1	0	0	5	0	0	8	1	0	14	1	0
	0			1			5			9			15		
総数	4	4	1	13	8	0	43	13	1	27	28	4	87	53	6
	9			21			57			59			146		
				87											

する管理は容易に実現できることを意味している。また、条例など地方レベルでの保護条例の規定も可能であり、地域性に合わせた保全施策の確立も大きな理由と言える。

「中」の84件は全体の約6割を占め、「中」のなかで歴史系は50件と約6割となっている。これらの多くは近代に形成された歴史的まちなみ、工、商業遺産、民国時代奉天軍閥の中心人物の邸宅、駅、広場など公共施設、または清朝初期および近代に建てられた宗教的空間である。27件が市レベルで指定保全され、無指定のランドスケープ遺産も15件あった。

「低」の15件のほとんどは歴史系であり、清朝時代の宗教的空間と近代の建築物、広場など公共施設である。半数以上は無指定であるが、省レベル1件、市レベルで5件は保全指定を受けている。「低」状態になった理由は、放置された結果、建築物の状態が悪化、あるいは明確な保全範囲の設定がなされないままに、都市開発の影響で保全施策の機能が低下し、周辺環境の破壊が著しくなってきた。また、遺産は全て国の所有となるため、すべて各政府によって管理されている。従って、市民個々の保全に対する意識は極めて低く、保全活動に参加しようという機運そのものも高まっていないと考えられる。

また、国、省レベルで指定保全された遺産の保全状態は全般的に高く、市レベルは「中」状態が多く、約1割の遺産が「低」状態であった。少数の国、省レベル指定の遺産は援助金制度に恵まれ、地方政府も遺産保全を重視している。市レベル遺産の件数は多く、また都市開発に比べ、保全事業に対する十分な経費の確保が困難である。そのため利活用に関しても多くの歴史系遺産は政府関係機関として日常的に使用されているため、保全の意識も薄く、遺産の状態は急速に悪化し、改造による遺産本来の真実性というものが低くなる傾向が見られる。

5. 結 言

中国におけるランドスケープ遺産の保全制度については、従来の文物保護単位、自然保護地区の指定事業に加え、近年では国際条約、憲章の影響を受けて、急速に国際基準に準拠した保全制度が整備されつつある。またその対象も歴史系では鎮、村といった地方レベルまで拡大する動きが見られることなどが明らかとなった。

中日の施策にみる保全対象の対照結果から、少数民族保護、愛国教育推進といった中国独自の観点を除き、類似する点が極めて多く、定義や分類など日本におけるランドスケープ遺産の基本的な枠組みを中国において適用できることが確認された。

次に、瀋陽市を対象地としてランドスケープ遺産のリストラップを実施した結果、2008年現在、瀋陽市には146件

のランドスケープ遺産（歴史系87件、文化複合系53件、自然系6件）が確認された。また特徴としては、瀋陽故宮を中心とした地域は清朝発祥の古都として保護されたことから、清朝に関わる中・近世の歴史系遺産が多いこと、また日露・日中という2つの戦争の影響によって成立した満鉄に関わる近代の遺産、特に建造物は奉天駅周辺地域に多いなど、清朝時代のものと満鉄時代のものは、別々に配置されていた。

また全遺産の半数以上は建造物を中心とした保護・保全の指定がなされているが、建造物以外の都市公園、広場、まちなみなどは未だ中国においては遺産としての認識がなされておらず、今後これらを評価し、遺産としてどのように守っていくかが今後の重要な課題であると考えられる。また現時点の保存状態については指定の有無（146件中、87件は指定、59件が無指定）に関わらず全体としては良好であり、特に清朝の遺産については十分な施策が実施されているものの、近代以降の遺産については様々な用途で利用がなされており、今後その利活用を含めた保存方法の検討を実施することが重要であるといえる。

註

- 1) 進士五十八 (2008): 公園における歴史性: 都市公園 183, 2-7.
- 2) Ge DENG, Tsutomu HATTORI, Isoya SHINJI (2008): A Comparison study on landscape heritage in Japan and China: The 11th Landscape Architectural Symposium of China, Japan and Korea, 188-193.
- 3) 古代から現代までの重要な史跡、代表的建築物群を歴史、芸術、科学的価値によって、国、省、市レベルで指定された文化財保護地区。
- 4) 王 樹楠, ほか (1927): 奉天通志, 瀋陽七二一七工場, 1242-2198.
- 5) 瀋陽市図書館社会科学参考編集部 (1985): 東北名勝古跡概論, 瀋陽市図書館, 1-252.
- 6) 瀋陽市人民政府地方志編集委員会 (1998) 瀋陽市志, 瀋陽出版社, 4-50, 189-251, 627-718.
- 7) 瀋陽市の行政地区は広義には、1市(新民市)、3県(康平県・法庫県・遼中県)、9区(瀋河区・和平区・鉄西区・大東区・皇姑区・于洪区・東陵区・瀋北新区、蘇家屯区)で全面積は1万3000平方キロであるが、一般的(狭義)には上記の9区を瀋陽市とする。
- 8) 進士五十八 (2008): ランドスケープ遺産の保全: 学術の動向 13 (3) 76-79.
- 9) 進士五十八 (2007): ランドスケープ遺産保全の意義: ランドスケープ研究 70 (4) 256-258.
- 10) 進士五十八 (2008): 歴史的風致の概念とそのランドスケープ的意義: ランドスケープ研究 72 (2) 150-153.
- 11) 趙 玉民 (2002) 瀋陽史蹟図説, 瀋陽出版社 1-331.
- 12) 遼寧經緯測繪科技株式会社 (2008), 瀋陽交通旅行図, 西安地圖出版社
- 13) 林 声, ほか (1998): 瀋陽城図志, 遼寧美術出版社, 10-122.

Analysis of the Present Condition of Landscape Heritage Site Shenyang, China

By

Ge DENG*, Tsutomu HATTORI** and Isoya SHINJI**

(Received February 27, 2009/Accepted June 12, 2009)

Summary : From the 1980's China's rapid economic growth and city expansion has been accompanied by serious problems concerning the destruction of the environment. Although designated projects concerning the heritage of China's long history of civilization and its nature preserves have been around since the 1950's, preserving landscape heritage sites is still insufficient. Preservation of landscape heritage sites in China comes at a time when construction in cities and rising tourism is ever more pressing.

This research addresses (1) the definitions and classifications of landscape heritage sites, (2) investigation of the methods with which to study the preservation of landscape heritage sites in China, and (3) differences and similarities between Japanese-Chinese policies concerning preservation of landscape heritage sites. Results are based on the historical, cultural, and many natural landscape heritage sites found within China. Characteristics were analyzed relating directly to the time Shenyang was listed as a heritage site: its allocation as a heritage site, the time period, and conservation. As of 2008, Shenyang has 146 landscape heritage sites, 87 historical heritage sites, 53 cultural heritage sites, and 6 natural heritage sites. Both historical and cultural sites are concentrated around the center of Shenyang, and other cultural heritage sites are scattered in the suburbs. About 90 percent of these sites were built from the Middle Ages. More than half of all sites are designated either on a national, provincial, or civic level. The condition of these sites varies, but 60 percent are in fair condition, while 30 percent are in very good condition.

Key words : landscape heritage, Shenyang China, the historical buildings, the historical town, beauty spot, the environment

* Department of Landscape Architecture, graduate school of Agriculture, Tokyo University of Agriculture

** Department of Landscape Architecture Science, Faculty of Regional Environment Science, Tokyo University of Agriculture